

個人情報保護規程

第1条（目的）

この規程は、一般財団法人豊中こども財団（以下「当法人」という。）が有する個人情報につき、当法人「個人情報保護方針」に基づく適正な保護を実現することを目的とする。

第2条（定義）

本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）個人情報

当法人の会員園の代表者及び職員に関する情報であって、当法人が業務上取得または作成したもののうち、氏名、住所、生年月日、電話番号その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人が識別され又は識別されうるものを含む）

（2）情報主体

個人情報によって識別され又は識別されうる特定の個人

（3）個人情報保護管理者

当法人の理事長より任命された者であって、個人情報保護の実現に関する責任と権限を有する者

（4）記録文書

当法人において保有している個人情報を記録した文書、図面、写真、ファイル、電磁ディスク等

第3条（責務）

当法人は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する必要な措置を講じるとともに、個人情報の収集又は利用を行うにあたっては、情報主体の基本的人権を尊重し、プライバシーの保護に努めなければならない。

2 当法人の会員園の代表者及び職員は、業務上知り得た個人情報の内容を漏えい又は不当な目的に使用してはならない。

第4条（個人情報保護管理者の設置）

当法人の理事長は、理事の中から個人情報保護管理者1名を任命し、当法人の個人情報の管理業務を行わせるものとする。

第5条（適用範囲）

1. 本規程は、当法人の従事者に対して適用する。
2. 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、本規程の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

第6条（個人情報の取得の原則）

個人情報の取得は、利用目的、用途、保有期間を明確に定め、その目的の達成のために必要最小限度の範囲内において行うものとする。

2 個人情報の取得は適正かつ公正な手段により、情報主体から直接に行わなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、第三者から取得することができる。

（1）書面またはこれに準ずる方法によって通知し、情報主体の同意を得たる場合

（2）個人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急且つやむを得ないと認められる場合

（3）法令の規定に基づく場合

（4）その他、個人情報保護管理者が、情報主体から取得したのでは目的を達成できない、もしくは業務に支障が生じると認めた場合

3 個人情報を第三者から取得する場合は、情報主体の権益及びプライバシーを侵害することのないよう留意しなければならない。

4 個人情報の取得は、思想、信条及び信教に関する事項並びに社会的差別の原因となる事項について、いかなる理由があっても行わない。

第7条（個人情報の利用及び第三者への提供の制限）

取得した個人情報は、定められた利用目的の範囲を越えて利用又は第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる各号に該当する場合は、この限りではない。

（1）書面またはこれに準ずる方法によって通知し、情報主体の同意を得たる場合

（2）個人の生命、身体、健康又は財産の安全を守るため、緊急且つやむを得ないと認められる場合

（3）法令の規定に基づく場合

（4）その他、個人情報保護管理者が必要且つ相当の理由があると認めた場合

第8条（安全管理対策）

1 個人情報保護管理者は、個人情報に関するリスク（不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えいなど）に対して、必要且つ適切な安全管理対策を講じるものとする。

2 個人情報は、施錠の可能な場所に保管し、鍵は、個人情報保護管理者又は当該個人情報の利用を許された者が保管するものとする。

3 個人情報は、当法人外へ持ち出してはならない。ただし、個人情報保護管理者が許可した場合及び個人情報を使用する業務を当法人外の者に必要な事項につき約定のうえ委託する場合は、この限りではない。

第9条（開示請求並びに訂正又は削除）

情報主体から、当法人が保有する自己の情報について開示を求められた場合は、個人情報保護管理者はこれに応じるものとする。

- 2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、個人情報保護管理者は遅滞なく調査・確認の上、必要な措置を講じ、その結果を情報主体に通知しなければならない。

第10条（利用停止）

情報主体から、当法人が保有する自己の情報について利用又は第三者への提供を拒否された場合は、個人情報保護管理者はこれに応じる者とする。但し、法令に基づく場合はこの限りではない。

- 2 前項に基づき利用又は第三者への提供を停止する場合は、必要な措置を講じ、その結果を情報主体に通知しなければならない。

第11条（不服の申立て）

情報主体は、自己の情報に関し、第9条2項及び第10条2項に規定する請求に基づいてなされた措置について不服がある場合は、当法人に対し、不服の申立てをすることができる。

- 2 前項の規定による不服の申立てを受けた時は、個人情報保護管理者は速やかに理事長に報告のうえ審議・決定し、その結果を情報主体に通知しなければならない。

第12条（報告）

当法人での個人情報の取扱いに関し、前条はもとより漏えいや改ざん等の事故が発生した場合は、個人情報保護管理者は遅滞なく理事長に報告しなければならない。

附則

この規程は、平成31年（2019年）4月1日より施行する。